

大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券取扱店募集要項

1 目的

イラン情勢の緊迫化による原油価格の高騰に伴い、長期的なエネルギー・食料品価格などの物価高騰の影響を受けている高齢者の経済的負担の軽減を図るため、大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券（以下「商品券」という。）を支給する。

なお、商品券の配布にあたっては、別に定める大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券支給事業実施要綱（令和8年大磯町告示第67号）に基づき実施する。

2 大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券について

(1) 名称：大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券

(2) 発行者：大磯町

(3) 対象者：令和8年4月1日（以下「基準日」という。）時点において、以下の要件に該当する65歳以上の者をいう。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により町の住民基本台帳に記録されている者

イ 配偶者やその他親族からの暴力等を理由とし、住民登録情報を変えずに大磯町内へ避難中の者及びその同伴者のうち、大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券支給事業に係る配偶者等の暴力を理由に避難している旨の申出書（別記様式）を町へ提出した者

(4) 発行金額：1人当たり6,000円（1,000円×6枚）

(5) 配布時期：令和8年8月上旬以降配布予定

(6) 使用期間：令和9年1月31日（日曜日）まで

(7) 配布方法：対象者に対し「ゆうパック」にて郵送

3 取扱いにおける厳守事項

(1) 額面に満たない場合の釣銭は出ない。

(2) 使用期限を過ぎた商品券は利用できない。

(3) 商品券の紛失及び盗難に対し、大磯町はその責を負わない。

4 取扱店の参加資格

大磯町内にて店舗（移動店舗を含む）や事業所を営む事業者とし、次に該当する店舗及び事業者を除いたものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客の射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗

- (2) 大磯町暴力団排除条例（平成 24 年大磯町条例第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 4 号に規定する暴力団員等若しくは同条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第 7 条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、商品券発行目的から町長が取扱店として不適当と判断した事業者

5 商品券の取扱い

商品券は、大磯町内の取扱店舗においてのみ使用できるものとし、次に該当するものは除くものとする。

- (1) 不動産又は金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高い商品
- (4) 電子マネーへの入金
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (6) 国税、地方税や使用料等の公租公課
- (7) その他、町長が適正でないと思えたもの

6 登録店舗の手続きについて

(1) 申込方法

別紙「大磯町物価高対応高齢者生活支援商品券取扱店参加申込書 兼 誓約書」に必要事項を記載いただき、次のいずれかの方法により提出するものとする。なお、申込に係る費用は、申込者負担とする。

【郵送・持参】 〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯 183 番地
大磯町 町民福祉部 福祉課 地域福祉係 宛

【メール】 fukushi@town.oiso.kanagawa.jp

【F A X】 0463-61-6002

(2) 申込期限

令和 9 年 1 月 31 日（日曜日）まで

※令和 8 年 7 月 10 日（金曜日）までに申込された場合は、取扱店舗一覧チラシに掲載するものとし、その後、申込された場合は、随時、ホームページ等にて掲載する。

7 その他

- ・商品券が使用された場合の換金方法等の詳細は、取扱店決定時に別途案内する。
- ・既存の「いそペイ」商品券の取扱店舗には、別途、通知での募集を行う。